

連携会員（特任）選考要領

令和 8 年 1 0 月 2 日
日本学術会議第 1 回役員会決定

（総則）

第 1 条 日本学術会議会則（令和 8 年日本学術会議規則第 1 号）第 4 3 条第 2 項に基づき委嘱する連携会員（以下「連携会員（特任）」という。）の選考については、会則に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

（候補者の推薦）

第 2 条 連携会員（特任）の候補者の推薦は、次の各号のとおり行う。なお、候補者の推薦に当たっては、本人の内諾を得ておくこととする。

- （1）各部は、分野別委員会及び同委員会に置かれる分科会及び小委員会（国際学術団体に対応する小委員会に限る。以下同じ。）並びに日本学術会議の運営に関する内規（以下「内規」という。）第 6 条第 1 項に基づき部に置かれる分科会及び小委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、連携会員（特任）の候補者として、役員会に推薦する。
 - （2）副会長及び各部は、分野別委員会を除く委員会並びに同委員会に置かれる分科会及び小分科会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、連携会員（特任）の候補者として、役員会に推薦する。ただし、若手アカデミーに係る連携会員（特任）の候補者の推薦は、若手アカデミー運営分科会が行う。
 - （3）国際委員会は、学術に関する国際会議への代表の派遣その他の国際業務に参画させる必要があると認める者を、連携会員（特任）の候補者として、役員会に推薦する。
- 2 役員会は、専門的事項の審議が行われる委員会、分科会若しくは小分科会の委員として選考した場合又は国際業務に参画させる必要があると認めた場合には、会則第 4 4 条第 5 項の連携会員の候補者として決定することとする。

（委員会、分科会等への審議参画のための選考要件）

第 3 条 前条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき推薦する連携会員（特任）の選考要件は、次の各号のとおりとする。

（1）連携会員等との関係

委員会及び分科会等（分科会、小分科会及び小委員会をいう。以下同じ。）は、会員又は連携会員（連携会員（特任）を除く。以下この号及び第 4 条第 1 号において同じ。）で構成することを原則とし、連携会員（特任）の任命は、会員、連携会員の中に、国際業務や特定の専門的事項に係る深い見識を有する専門家がおらず、会員、連携会員のみでは十分な審議をすることが困難である場合に限る。

なお、国際学術団体の役員であることを理由として連携会員（特任）を任

命する必要がある場合には、原則として、当該団体の代表及びそれに準ずる役員（運営組織の役員）を対象とする。

（２）連携会員（特任）の任期

任期は、原則として、常設の委員会又は分科会等に参画する場合は期末までとし、時限設置の委員会又は分科会等に参画する場合は当該委員会又は分科会等の設置期限満了までとする。

なお、国際学術団体の役員であることを理由として任命された連携会員（特任）の任期は当該役員の任期内に限るものとする。

（３）委員構成に占める割合

委員会及びこれに置かれる分科会等の連携会員（特任）数は、それぞれ次に掲げる人数を超えないものとする。

ア 分野別委員会及び同委員会に置かれる分科会等（国際対応分科会等を除く） ２名

イ 役員会附置委員会及び課題別委員会並びにこれらの委員会に置かれる分科会等、機能別委員会に置かれる分科会等、分野別委員会に置かれる国際対応分科会等並びに若手アカデミー及び同アカデミーに置かれる分科会委員数の２分の１に相当する数又は１０人のいずれか少ない数

（国際業務参画のための選考要件）

第４条 第２条第３号の規定に基づき推薦する連携会員（特任）の選考要件は、次の各号のとおりとする。

（１）連携会員（特任）の選考

国際業務に会員、連携会員以外の専門家を参画させる際には、所与の目的を果たすべく適任者を選考することとする。

（２）連携会員（特任）の任期

前号の選考において連携会員（特任）を任命するときには、その任期は必要最小限の短期間に限定することとする。

（その他）

第５条 連携会員（特任）の推薦は、別紙様式１及び２により行うものとする。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。